公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-1

(令和元年8月)

								(市相九年8月)						
公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称、住所及び 法人番号	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率		公益法人の場合		備考		
					公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札·応募者数							
契約実績なし														

[※]公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

⁽注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

(令和元年8日)

											(令和元年8)	7)	
公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在 地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称、住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数		備考		
					公募)					公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札·応募者数	
契約実績なし													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

⁽注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-3

(令和元年8月)

物品役務等の名称及 び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称、住所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
	地								公益法人の区分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札·応募者数	
京都労働局助成金センターの拡充の伴う既設什器労委の移設及び新規什器類等の購入	京都市中京区両替町通 御池上ル金吹町451 支出負担行為担当官 京都労働局総務部長 柴田 栄二郎	令和1年8月23日	株式会社上田屋 京都市中京区押小路 通釜座東入る上松屋 町710番地の3	8130001019952	一般競争入札	¥2,835,406	¥2,537,557	89.5	-	-	-	

[※]公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

⁽注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

(令和元年8月)

											(サガルギロ)	•	
物品役務等の名称及 び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在 地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称、住所	丛八田 5	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札·応募者数	
契約実績なし													

[※]公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

⁽注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。